

令和4年3月16日（令和4(2022)年度第20号）



全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

- 令和3年度 社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 報告書が公表される（厚生労働省）
- 事務連絡「『高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について』の発出に伴う対応等について」が発出される（厚生労働省）
- 中央教育審議会 初等中等教育分科会 「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」（第6回）が開催される（文部科学省）

■ 令和3年度 社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 報告書が公表される(厚生労働省)

令和4年2月10日、社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会の報告書が公表されました。

社会的養育専門委員会は、下記の2つの法律に係る事項が、令和3年度内を目途に検討を行い、必要な措置を講ずるとされていることを踏まえ、今後、家庭・養育環境の支援の強化や児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策の推進のため、子どもの視点から適切な支援が提供できるよう、児童福祉制度等について協議が進められてきたものです。

【令和3年度内を目途に検討を行い、必要な措置を講ずることとされている事項】

- 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（H29年4月施行）の改正事項
 - ・ 「児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化」
 - ・ 「家庭的養育の推進」
 - ・ 「市町村への母子健康包括支援センターや子どもや家庭への支援を行う拠点の設置・整備」
 - 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律」（R2年4月施行）
 - ・ 「児童の意見表明権を保障する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方」について
- ※令和2年度内を目途に検討するとされた「児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策」は令和2年度に実施されたワーキンググループのとりまとめを受けて、社会的養育専門委員会において議論を実施。

報告書は、次頁構成となっており、「厚生労働省は、Ⅱの基本的な考え方にに基づき、Ⅲ以降の具体的な制度の見直しを行うべきである」と提言しています。

社会保障審議会児童部会 社会的養育専門委員会 報告書 <目次>

- I. 検討の背景
- II. 基本的な考え方
- III. 支援を確実に提供する体制の構築
- IV. 安心して子育てができるための支援の充実
- V. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上
- VI. Ⅲ～Vを実現するための基盤整備

保育所等に関連する箇所では、「Ⅱ. 基本的な考え方」において、就学前の子どもの親は孤立しがちな傾向にあり、未就園児の大半は0～2歳児である等とし、「Ⅲ. 支援を確実に提供する体制の構築」の「相談についての心理的・物理的アクセスの向上」として、「全ての妊産婦、子育て世帯、子どもが悩み等を気軽に相談できる環境が必要である」としています。そのうえで、「地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、(略)などの身近にアクセスできる子育て資源などが、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たしていくこととする」とされました。

これは、「全国保育士会委員ニュース 第13号(1/7)」で既報の「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の取りまとめにおいて記載された「かかりつけ相談機関」のことをさしています。

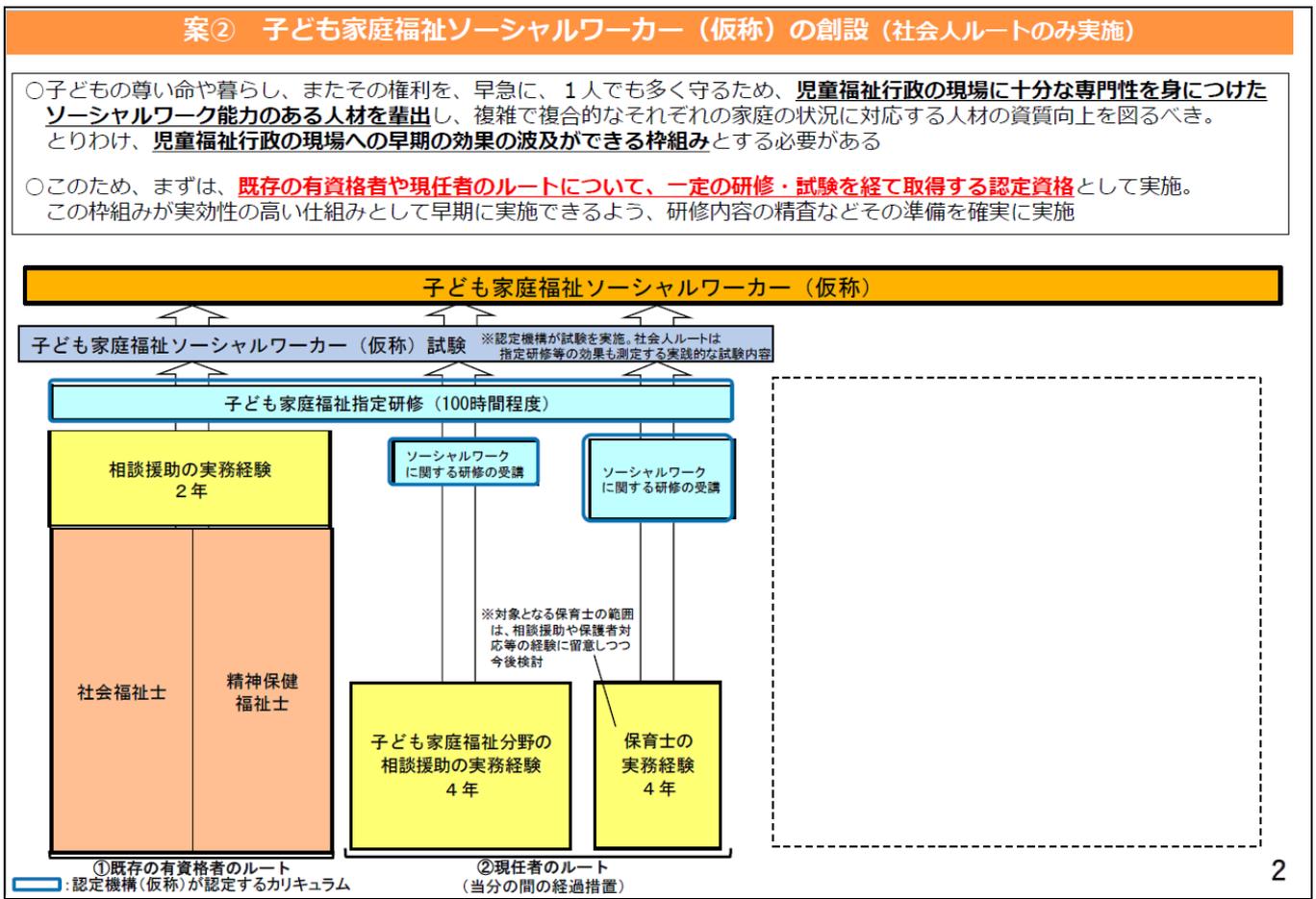
また、「Ⅵ. Ⅲ～Ⅳを実現するための基盤整備」において、人材育成に関して、「子ども家庭福祉分野の新たな資格」について、この間行われた議論の経過が整理されており、最終的には、「ぎりぎりの着地点を見出すとすれば、厚生労働省が案②の方向で進めていくことも一つの選択肢ではないかと考えられる。厚生労働省においては、当専門委員会での様々な意見があったことを十分考慮しつつ、適切な制度設計をすべきである」としています。

上記の案②は、「児童相談所、市区町村、民間機関等を含め、広く子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に排出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機構(仮称)が認定した研修を受講するとともに、認定機構(仮称)が実施する試験(研修の効果を測定する実践的な内容のもの)を経て、認定機構(仮称)から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)として認定される認定資格を導入する」とされています。

現任者として、保育士も挙げられており、「保育士は、4年以上の実務経験を有すること。対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること」とされています。

上記の案②については、2月3日に開催された「第41回社会的養育専門委員会」におい

て、その段階の資料として下記が提示されています。



また、同じ「VI. Ⅲ～Ⅳを実現するための基盤整備」において、＜人材の資質の向上＞として、児童へのわいせつ行為を行った保育士への対策についても言及されています。「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」での議論も踏まえて、教育職員と同様の内容の対応を取ることなど保育士の資格管理の厳格化を図るとされ、具体的には、児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者については、再び保育士の登録を行うことが適当であると認められた場合のみに再登録できる仕組みの創設等が挙げられています。

そのほかの報告書で取りまとめられた内容も含め、本通常国会に法案を提出すべく準備が進められています。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126712.html

■ 事務連絡「『高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について』の発出に伴う対応等について」が発出される(厚生労働省)

令和4年2月18日、新型コロナウイルス感染症の対応に関する標記事務連絡が発出されました。これは「高齢者施設等の従事者等に対する集中的実施計画の実施方針等について」(事務連絡/令和4年2月18日一部改正)の発出を受けて、厚生労働省子ども家庭局保育課として発出したものです。

保育士等が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための検査を、集中的実施計画に基づく検査(集中検査)の一環として実施することが差し支えないことが示されました。

それを受け、集中検査を実施している自治体の保育主管部(局)として、保育士等の待機期間の早期解除検査を、集中検査(集中検査は行政検査として実施されるもので、抗原定性検査キットが優先して供給される)に位置づけることを希望する場合には、衛生主管部局に積極的な働きかけを行うことを検討いただくよう依頼するものです。

また、あわせて、保育事業者は、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(事務連絡/令和4年2月2日一部改正)等に基づき、薬局や医薬品卸売業者から、上記事務連絡の別添確認書を提出することで購入することが可能ですが、例えば、市町村が管内保育所分を取りまとめて薬局や医薬品卸売事業者から購入することで、より円滑な確保が可能となることも考えられることから、地域の実情に応じて検討いただきたいことが依頼されています。

なお、昨年夏以降に国から配布された抗原定性検査キットを保管している場合は、待機期間の早期解除検査に用いることも差し支えないとされていることも触れられています。

詳細は別添資料をご確認ください。

■ 中央教育審議会 初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」(第6回)が開催される(文部科学省)

第6回「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が2月24日に開催されました。

当日は、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料の初版(案)について(報告)」、「審議経過の骨子(案)について(審議)」の2つを議題として協議

が行われました。

「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)(案)」（以下「手引き」）は、これまでに6回行われた検討チームでの検討により作成されたもので、「架け橋プログラム」の実施に向けて、「架け橋プログラムの実施にあたり大切にしたい視点」「架け橋プログラムの進め方のイメージ」「取り組みのイメージ例」「必要な体制づくり」などが掲載されています。「手引き」は概要版や動画の作成の検討とともに、今後の取り組み状況等を踏まえ、さらなる改善・充実を図ることとされています。

「審議経過の骨子(案)」（以下「骨子」）は、本委員会でのこれまでの審議をとりまとめたもので、本委員会のいわゆる最終報告書となります。次回の本委員会で、質の保障の視点を中心にさらなる審議を行い、6月を目途にとりまとめが行われる予定です。

委員からの意見（事務局要約）

- ▶ 架け橋プログラムを全国に展開するにあたり、都道府県教育委員会等が自分のこととして本気になれるよう、乳幼児期（の教育）が全ての起点となるということをしっかりと伝えてほしい。
- ▶ 架け橋プログラムが展開されていくなかで、先駆的な事例こそ、それをそのまま真似してしまうことが起こってしまうと思われる。過程をしっかりと見せることも必要ではないか。また、遊びという言葉が与える誤解、幼児教育＝早期教育という勘違いなどを防ぐためにもこの報告書の発信の方法を考えていく必要がある。
- ▶ 手引きの本質や、子どもにとって保育の質が大事であること、子どもたちの深い学びにつながる準備をすすめることが大事であることなど、一部を切り取って、趣旨からずれないよう、全国に誤解なく発信してほしい。
- ▶ 架け橋プログラムは全国的に向けて発信しながら、並行して行われるモデル事業の検証も行われる。国の役割になると思うが、全国の取り組みのプロセスをさまざまなかたちで共有していく体制づくりを考えていくことが必要。また、モデル事業の3年が経過したときに、どれだけの関係者が自分事として参画し、どのようなかたちで、どのような取り組みが行われたのかを調査していくことが必要ではないか。
- ▶ 0～18歳という視点はとても大事だが、架け橋期で18歳までが決まってしまうという間違いを持たないようにしてほしい。初等中等教育で架け橋期をどう見るかという視点も必要であり、中教審としても、この架け橋期の議論を受け止めて、全体像をどう考えていくのかも課題である。

資料等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■文部科学省トップページ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 初等中等教育分科会
> 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/086/index.html

幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）の目次

1. この手引き（初版）の位置づけ
2. 幼保小の架け橋プログラムのねらいと進め方のイメージ
3. 架け橋期のカリキュラム開発会議における取組
4. 園・小学校における架け橋期のカリキュラムに関する取組
5. 園・小学校における実施に必要な体制づくり
6. 自治体における支援体制づくり
7. 幼児教育推進体制を通じた幼保小の架け橋プログラムの普及

2-(4) 地域における体制のイメージ

自治体：地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の開発・実施・評価・改善

○架け橋期のカリキュラム開発会議

【構成員】

- ・幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
- ・教育委員会、子育て担当部局
- ・教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
- ・保護者や地域の関係者
- ・架け橋期のコーディネーター※（有識者）
- ※幼保小の教育に造詣が深く、園・小学校への助言や支援を行う者

【取組内容】

- ・幼保小の架け橋期のプログラムの実施に向けての手引き（初版）、参考資料（初版）を活用しつつ、架け橋期のカリキュラムの開発
- ・カリキュラムの実施に必要な研修、教材としての環境の活用等の開発
- ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善等

幼稚園関係団体
保育所関係団体
認定こども園関係団体
小学校関係団体
※団体間の連携の強化、団体主催の研修や会議を活用した普及啓発

大学等

※取組への助言、養成・研修への反映等

家庭・地域

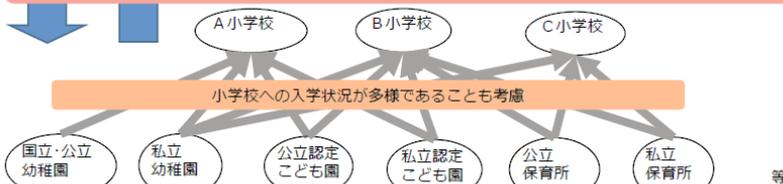
※子供の育ちの共有、各園・学校の取組への協力



様々な立場から意見や事例を出し合って話し合う。

- ・幼保小の先生が、気軽に話し合える関係づくりが必要なことは？
- ・全ての先生が関わり、継続的に取り組むためには？
- ・現場のモチベーションや創意工夫を引き出すには？
- ・現場を孤立させず、リーダーシップを発揮しつつ、適切な支援をしていくには？
- ・成果を普及し、域内の幼保小の連携・接続を強化していくには？
- ・まちづくりの中で、どう取り組んでいくか？
- ・子供たちの意見も取り入れながら進めていくには？

架け橋期のカリキュラムを踏まえ、教育課程編成・指導計画作成、実施
各園・小学校において、架け橋期の接続をコーディネートする者の明確化



質保障

架け橋期の教育の質保障(国)

【検証体制】

- ・幼保小の接続期の教育の質的向上に関する検討チームのメンバー及び関係者等

【検証等の内容】

①実態調査

- ・モデル地域に対して実態調査を行い、各地域の成果検証
- ※実地調査の視点の例：
 - ・架け橋期のカリキュラムの効果（成果）
 - （先生の指導方法の変化や意識の変化、子供の変化、保護者の変化、自治体担当者・架け橋期のコーディネーター・幼児教育アドバイザー等の変化 等）

②改善事項の整理、取組推進

- ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）、参考資料（初版）、架け橋期の教育の質保障の枠組みに関する改善事項を整理し、全国展開に向けた取組推進

幼児教育推進体制等を通じ、事業の成果を全国の取組に普及・反映

2-(6) 進め方のイメージ

注：基盤づくりから改善・発展サイクルの定着に至るまでのプロセスの目安。実際には、地域の実態に応じ、各フェーズ間を行きつ戻りつしながら発展していく。

		1年目		2年目		3年目	
		フェーズ1 基盤づくり	フェーズ2 検討・開発	フェーズ3 実施・検証	フェーズ4 改善・発展サイクルの定着		
架け橋期の カリキュラム 開発会議 方針 具体化 園・小学校 実施に必要なこと 自治体	開発会議	○架け橋期のカリキュラム開発会議における準備 ・構成員の選定と目指す方向性の共有 ・地域の実態の把握（開発会議は自治体に設置）	○架け橋期のカリキュラム開発会議における検討・開発 ・方針の検討・決定、開発への支援 ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みとの連携開始（モデル地域対象）	○架け橋期のカリキュラム開発会議による実施の検証 ・実施状況の把握・検証と支援 ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みとの連携推進（モデル地域対象）	○持続的・発展的な架け橋期のカリキュラム開発会議の運営 ・方針の改善・発展と支援 ・国による架け橋期の教育の質保障の枠組みとの連携強化（モデル地域対象）		
	園・小学校	○接続を見通し、各園・小学校で教育課程編成・指導計画作成 ・園・小学校での活動の共有 ・子供の交流	○架け橋期のカリキュラムの検討・開発 ・共通の視点をもとに内容の検討・開発 ・人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の共通性の理解 ・子供の交流の推進	○架け橋期のカリキュラムの実施・検証 ・園・小学校において教育課程編成・指導計画作成、実施、検証 ・人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の活用 ・子供の交流の充実（子供の自発的な交流等）	○持続的・発展的な架け橋期のカリキュラム ・持続的・発展的な架け橋期のカリキュラム ・人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の活用の充実 ・持続的・発展的な子供の交流実施（子供の自発的な交流等）		
	実施に必要なこと	○各園・小学校での体制 ・連携窓口の明確化 ・自園・自校の先生への意識啓発と参画	○幼保小間の体制 ・幼保小の合同会議の設置 ・相互の教育の内容や方法に関する理解の共有	○幼保小の協働実施の体制 ・幼保小の合同会議の充実 ・相互の教育の内容や方法に関する理解の深化	○持続可能な体制 ・幼保小の合同会議の定着 ・相互の教育の内容や方法に関する理解の改善・発展		
	自治体	○連携強化への支援 ・研修の実施（幼保小合同研修等） ・自治体内の関係部局との連携	○接続に向けた支援 ・研修の推進、研修教材の開発 ・関係機関との連携を深め、園・小学校と関係機関・関係団体との連携のコーディネート	○幼保小の協働実施の支援 ・研修の充実、研修教材の活用 ・実施上のニーズの把握と支援 ・園・小学校と関係機関・関係団体との連携のコーディネートの実施	○持続的・発展的な取組を支える支援の定着 ・研修の改善・発展、研修教材の改善・発展 ・必要な支援策の改善・発展 ・園・小学校と関係機関・関係団体との連携のコーディネートの実施		

3-(2) 開発会議で開発する架け橋期のカリキュラムのイメージ

○架け橋期のカリキュラムについては、幼保小の先生が協働し、共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化できるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとしながら策定できるよう工夫する。そして、幼保小の先生が一緒に振り返って評価し、改善・発展させていく。
○自治体や園・小学校での工夫を促しつつ、例えば、下記のような共通の視点を整理して示すことが考えられる。

		0歳～	5歳児	小学校1年生	小学校2年生～
共通の視点として考えられる項目例			4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	
①期待する子供像					
②遊びや学びのプロセス					
③園で展開される活動/小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等			5歳児～小学校1年生（架け橋期。0～18歳の学びの連続性に配慮）について、 ・共通の視点から考えてみよう ・既存の5歳児4月からの教育課程・指導計画を見直してみよう（架け橋期のカリキュラムにおける5歳児のカリキュラムの位置づけについても考えてみよう） ・既存の小学校1年生の教育課程・指導計画を見直してみよう（架け橋期のカリキュラムにおけるスタートカリキュラムの位置づけについても考えてみよう）		
④指導上の配慮事項	先生の関わり 子供の学びや生活を豊かにする園の環境の構成・小学校の環境づくり（※）				
⑤子供の交流					
⑥家庭や地域との連携					
...					

（※）以下「環境の構成・環境づくり」という。

4-(1) 架け橋期のカリキュラムについて、園・小学校での具体化の進め方（各フェーズ）のイメージ

【基盤づくり（フェーズ1）】（接続を見通し、各園・小学校で教育課程編成・指導計画作成）

- ①園・小学校での活動の共有
- ・園長・校長間や担任間での関係をつくる
 - ・どのようなねらいでどのようなことをしているのかを共有する
 - ・子供たちがどのような流れ（1日、月、年間）で生活しているのかを共有する 等
- ②子供の交流
- ・まずは行事などの機会にやってみる 等

【検討・開発（フェーズ2）】（検討・開発）

- ①共通の視点をもとに内容の検討・開発
- ・架け橋期のカリキュラムの開発における工夫の例（3-(3)）、共通の視点から幼児教育と小学校教育がつながる工夫の例（3-(4)）等も参考に共通の視点をもとに具体化していく 等
- ②人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の共通性の理解
- ・人やものといった環境が有する、子供にとっての教育的価値に着目し、幼保小の先生が意見交換する
 - ・上記を通して、互いに教材観を広げ深めていく 等
- ③子供の交流の推進
- ・幼児と児童の双方が、夢中になり学びがある活動とする
 - ・幼児や児童の活動のねらいの共通理解、活動内容の把握
 - ・幼保小での事後打ち合わせ（「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、各先生が捉えた子供の姿や先生の関わりについて意見交換） 等

【実施・検証（フェーズ3）】（実施・検証）

- ①園・小学校において教育課程編成・指導計画作成、実施、検証
- ・教育課程・指導計画、共通の視点が保育や授業の場面でどのような指導上の配慮となって表れているのか相互理解を深める
 - ・相互の教育の見方や子供の捉え方の変容等について意見交換する 等
- ②人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の活用
- ・人やものといった環境が、子供の発達に応じてどのような教育的価値をもち、遊びや学習の中でどう活用するかについて一緒に考える 等
- ③子供の交流の充実
- ・指示が多過ぎたり、すぐに援助をしたりせず、子供同士の自発的な関わりが生まれるようにする
 - ・活動前に、園・小学校での子供の姿を伝え合い、先生がどのような関わり方をするのかについて共通理解を図るとともに、活動後に一緒に振り返る 等

【改善・発展サイクルの定着（フェーズ4）】（持続的・発展的）

- ①持続的・発展的な架け橋期のカリキュラム
- ・共通の視点等についても固定的に捉えず、子供のウェルビーイングを高める視点から見直しをする 等
- ②人やものとの関わりを通じた学びを踏まえ、教材としての環境の活用の充実
- ・環境がもつ教育的価値について、幼保小の先生が一緒に教材研究を深め、教材開発をする 等
- ③持続的・発展的な子供の交流実施
- ・子供の自発的な交流を生み出すような充実した子供の交流を図る
 - ・自園・自校内での共有や引継ぎ、複数名での担当とする
 - ・蓄積したノウハウを整理し、話し合いのポイントを検討する 等

4-(3) 共通の視点の例「②遊びや学びのプロセス」のイメージ例

【遊びのプロセスの例のイメージ】



- ものを転がす遊び—
- ・様々な斜度、素材で試す
 - ・アイデアを出し合う
 - ・友達と関わる
 - ・順番にする
 - ・片づけをする など

